

教育行政について、放課後児童クラブの改善についてお伺いします。

5月30日に報告された文教経済委員会の資料によると、2012年5月1日の市内の71人以上の放課後児童クラブは、駅家小学校など5クラブに上っており、さらに、厚生労働省の示す適正規模40人を上回る大規模クラブは、45クラブもあることが明らかになりました。依然として、大規模化は解消されていません。

本市の放課後児童クラブ事業は、「全員入所」を基本に対応しており、就学児童の放課後の生活の場として、極めて重要な役割を果たしています。

この事業に対する社会的需要は年々増え続け、一人ひとりの子どものパーソナルスペースすら確保できないほど、多人数クラブが激増しています。

それに応じて、分離・増設など、建物の増改築などで対応してきましたが、実情に追いついていません。

そのために大規模と言われるクラブでは、様々な問題が生まれています。

あるクラブでは、あまりにも子どもが多いために、おやつ時間帯に十分な水分補給ができない、とのこと。

そして、保護者が指導員に対し「せめてお茶を出してほしい」と頼んでも「大勢だからキリがない」と断られることがある、ということです。

集団の規模があまりにも大きすぎるために、指導員の必死の奮闘にも関わらず、子どもたちに対して丁寧な関わりを行うことができず、保育の質が低下していることが懸念されます。

大規模クラブは、分離・分割をすれば、子どもの生活スペースにゆとりができ、指導員にも教育的ゆとりが生まれることは、これまでの取り組みで、実証済みです。

分離・増設を行ったクラブには、「子どもたちに余裕ができた」との良好な効果がみられますが、大規模校は、急いで解消すべきではありませんか。

これまで教育委員会は、大規模クラブの解消については、「様々な角度から研究する」との答弁を繰り返してきました。

どのような内容の研究を行い、今後、大規模校を含め、放課後児童クラブをどういった方針で運営していくのか、その具体的内容について、ご説明ください。

また、御幸・湯田・駅家など、71人を超えたクラブについては、分離・増設など、早急な対策を行わなければなりません。今後の、計画について、お示しください。

就学児童の安全な放課後の居場所づくりは、福山市の重要な課題です。

現在市内では、放課後の施策として、放課後児童クラブ事業と、放課後子ども教室事業が展開されています。

それぞれの事業について、どのような課題があるのか、お答えください。

さらに、放課後の子どもの居場所づくりとして、多くの市民からの要望がある、児童館の開設が求められています。

児童館を含めた、総合的な放課後の居場所づくりの取り組みを行うことが必要だと考えます。ご所見をお示してください。

環境行政ついて放射能汚染された災害ガレキの広域処分について伺いします。

東日本大震災により、膨大な災害ガレキが発生しました。

環境省発表の、5月21日付けの、「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」によると、岩手県の推計量は525万トン、宮城県は1153万7千トン、福島県では201万トンとなっており、それまで各県で年間に排出されてきた一般廃棄物の10倍、20倍にあたる量です。災害ガレキは、今も山積みとなっており、被災地の復興の大きな障害ともなっています。

公表された数値によると、処理の進捗は、15.5%しか進んでいないとのこと。

災害ガレキをできるだけ速やかに処理することは、復興にとって最重要課題であることは言うまでもありません。

多くの国民は、被災県のガレキ処理を望んでいますが、処理がほとんど進まない背景には、政府が放射性物質の対策を真剣に行っていないことにあります。

福島原発事故による放射性物質の拡散は、東日本の広範囲におよんでいます。

しかし政府は、福島県内などの災害廃棄物の被曝、放射能汚染への不安にこたえるための徹底的な調査や情報公開、住民が納得のいく放射能防護策などについて、安心できる明確な指針を示していません。

そのために、住民間に不信感が広がっており、自治体も、災害ガレキの受け入れに難色を示しているのです。

福山市は、2011年12月本会議で、災害ガレキの受け入れについてわが党の質問に対して「今後、国が示す具体的な処理方針を注視し、市民の安全・安心を基本に、情報開示を含め、適切に判断する」と答弁しています。

現在政府は、災害ガレキのうち、特別に管理が必要な指定廃棄物は、セシウム134と137の濃度の合計で1キログラム当たり8000ベクレルとの暫定基準を定めました。

これは、昨年6月の段階で原子力安全委員会が「当面の考え方」として示し、審議されたものです。

しかしこの基準は、政府の試算でも、廃棄物の処理に携わる作業員に年間1ミリシーベルト近い被曝を容認するもので、一般廃棄物の放射線量としては、あまり高い数値です。

もし仮に、放射能に汚染された可能性のある災害ガレキを、本市で処分することになった場合、周辺環境への放射能汚染の防御や、運搬時の作業員の被ばくの防護策など、解決しなければならない課題は山積しています。

また、現在、市内には、4か所の廃棄物処理施設が稼働しており、それぞれの施設に合計75人の現場作業員が従事していますが、作業員のいのちと安全を完全に守るための方策も示されておられません。

さらに、最終処分場からの、放射能汚染された流出水の海洋汚染も懸念されます。

現状では、到底、放射能汚染された災害ガレキの受け入れは、できないと考えますが、福山市の、対応をお示してください。

現在、広島県は、災害ガレキの受け入れについては、慎重な姿勢をとっています。

山口県防府市では、「災害ガレキは受け入れない」と明確な姿勢を示していますが、福山市も、客観的な状況を考慮すれば、このような判断にならざるを得ないのではないのでしょうか。

ご所見をお示してください。

建設行政について靱港埋め立て架橋計画について質問します。

当計画を巡っては、今年の1月19日までに、のべ19回の住民協議会が開かれ、8項目の共通意見項目が取りまとめられて終了し、現在は、県知事が判断を下す段階となっています。

これまで1年半にもわたって開催されてきた「靱地区地域振興住民協議会」は、架橋に賛成・反対の住民が、立場の違いを超え、靱のまちづくりについて意見交換し、今後の方向性を導き出すために、民主的なルールに則って開催されてきたものです。

これは、住民同士の話し合いを通じて、意見の一致を見出そうという、極めて民主的で住民主権を大切にした取り組みです。

このような取り組みと、そのプロセス、結論は最大限尊重されなければなりません。

ところが市長は、記者会見などの場で「埋め立て架橋が最良」といった主旨の発言を繰り返されております。

いたずらに住民間に対立をあおるようなことは慎むべきだと考えます。本市は、新年度から、鞆のまちづくりとして、市営渡船場待合室の改修や、鞆地区街並み保存、南消防署鞆支所の改築事業などに取り組んでいます。

いま、行うべきことは、これらの施策をはじめ、生活環境整備を早急に進めることとあります。改めて、鞆港埋め立て架橋計画の撤回を求めます。

ご所見をお示しく下さい。

次に、鞆港を不法占有していた水産加工会社の移転問題について質問します。現在、浮棧橋などの一部は撤去され、乱雑に置かれていた漁具などの回収も進み、周辺環境の改善が進んでいます。一定の評価ができるところですが今後の取り組みと、見通しをお示しく下さい。

当該地域には、国内でも有数の大規模な「雁木」があります。

鞆港の古地図には、雁木は現在の荷揚げ場付近まで連続しており、現況とは異なっています。

この雁木がどうなったのか、過去の詳細などについて、お示しく下さい。

教育行政についてお答えします。

放課後児童クラブについてであります。

先ほどの児童クラブの運営に係る質問の中で、あまりにも子供の数が多いため、おやつの時間に十分な詩文補給ができない、「せめてお茶を出してほしい」という保護者に、「大勢だからキリがない」と断られたという指摘をされましたが、私どもはそのような実態は確認いたしておりません。

それでは、はじめに、クラブ運営の方針についてです。

保護者の就労支援や児童の県是肉声を図るため、利用を希望する児童全員の受入れと、児童の安心・安全の確保を基本とし、小学校や保護里の県密な連携のもと、生活の場として運営をしております。

そうした中で、児童を受け入れる施設については、学区内の設置を基本とし、学区の児童数及びクラブの利用児童単の推移等を見極めて、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、放課後の居場所づくりについてであります。

放課後児童クラブ事業につきましては、子育てと仕事の両立を支援するため、引き続き、利用を希望する児童全員を受け入れていくことが必要であると考えております。

放課後子ども教室につきましては、地域の皆様の参画をいただき、放課後の子どもの安心、安全な居場所を提供することを目的として実施しております。

地域全体で子供を見守り、育てるという、「地域の教育力」が活動の基盤となっております。そのため、ボランティアとして「教室」の運営に携わっていただく人材の確保などが課題であると考えております。

今後も、それぞれの事業の特徴を活かした、放課後の居場所づくりの充実に努めてまいります。

以上

土屋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、災害ガレキの広域処分についてであります。

被災地の復旧・復興には、災害廃棄物の迅速な処理が必要不可欠であります。

本市としては、震災発生後、いち早く被災地へ職員も派遣をし、復興の援助を積極的に行ってきております。

災害廃棄物の処理につきましても、同じ考え方ではありますが、広島県は、中国地方知事会の一員として、国に対して

- ・住民への十分な説明
- ・最終処分場の確保
- ・広域処理に係る財政支援 等

要請しているところであります。

本市としては、その回答状況を見極め、検証する必要があるということで、現状では国からの受入れの照会について未定としているものであります。

以上

次に、鞆港埋め立て・架橋計画についてであります。

鞆港埋め立て・架橋計画については、これまで約30年にもわたる議論経過の中で、事業主体である広島県と本市が、地元の民意を踏まえ、鞆地区が抱える様々な課題を総合的に解決するためには、埋め立て・架橋計画が最善であると判断をし、民主的な手続きを経て取り組んできたものであります。

知事の最終的な判断が示される時期を迎えつつあると受け止めておりますが、これまでの経過を十分に踏まえた、「住民目線」に立った判断が示されることを、強く望んでおります。

次に、鞆港の不法占用物についてであります。

行政処分取消の訴訟中である不法占用物件については、その推移を見守ることとし、現状に復された物揚場については、今後、適正に維持管理していくと、県から伺っております。

次に、雁木についてであります。

広島県の港湾台帳によりますと、当該地区の物揚場は、1958年度（昭和33年度）に、重力式コンクリート擁壁で整備したと、記録されておりますが、それ以前は不明であると、伺っております。

以上